

第 17 回 紛争 解決 手続 代理 業務 試験 の 実施 について

社会 保険 労務 士法 (昭和 43 年 法律 第 89 号) 第 13 条 の 3 第 1 項 及び 第 13 条 の 4 の 規定 に 基づき、第 17 回 紛争 解決 手続 代理 業務 試験 を 次の よう に 実施 する。

令和 3 年 9 月 17 日

厚生 労働 大臣 田村 憲久

- 1 試験 地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
- 2 試験 日 令和 3 年 12 月 4 日 (土)
- 3 試験 科目 個別 労働 関係 紛争 に 関する 具体的 事例 について、専門 的 解決 能力 及び 実践 的 知識 を 問う もの と する。設問 の 一部 については、社会 保険 労務 士 の 権限 と 倫理 に 関する 問題 を 含める。
- 4 受験 資格 社会 保険 労務 士法 第 13 条 の 3 第 1 項 に 規定 する 研修 の 修了 者。
- 5 受験 手続
 - (1) 受験 申込み 受験 希望 者は、紛争 解決 手続 代理 業務 試験 の 受験 申込 書 (以下 「 受験 申込 書 」 という。) に 所要 事項 を 記入 し、次に 掲げる 書類 等を 添えて、受験 申込 先に 提出 すること。
 - ア 社会 保険 労務 士法 施行 規則 (昭和 43 年 厚生 省 ・ 労働 省 令 第 1 号。以下 「 則 」 という。) 第 9 条 の 4 第 2 項 に 規定 する 研修 修了 証 又は 則 第 9 条 の 5 第 2 項 ただし 書 に 規定 する 研修 を 修了 する 見込み である こと を 証 する 書面。
 - イ 写真
 - (2) 受験 手数料 受験 手数料 は、全国 社会 保

険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

(3) 受験申込先 全国社会保険労務士会連合会試験センター(〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階 電話03-6225-4882)(以下「試験センター」という。)

(4) 申込受付期間 令和3年9月21日(火)から10月8日(金)まで

簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和3年10月8日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

6 受験票の送付 受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7 合格者の発表 合格者の受験番号は、令和4年3月18日(金)の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、受験希望者は申し出ること。

(3) 受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、必要な金額の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(サイズ23.5cm×12cm:長型3号)を必ず同封すること。